



の後住宅の取得又は増改築があったときには、住宅取得促進税制の限度額の範囲内で、旧住宅の借入金等も対象とする。

(7) 被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に伴い、清算金に代えて換地上に施行者が建設する住宅を取得する場合等には、取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める。

(8) 大震災により住宅が滅失等した従業員に対する企業からの住宅取得等のための無利子融資又は低利融資については、従業員の受ける経済的利益には課税しない。

## 二 法人税の特例

### (1) 震災損失の繰戻還付

大震災により棚卸資産、固定資産等に生じた損失につき、その事業年度開始前一年以内に開始した事業年度の法人税額から損失金額に対応する金額の還付を請求できる。

なお、欠損金額の二分の一相当額が前一年以内に開始した事業年度の所得金額を超える場合には、欠損金額の二分の一相当額に対応する額を限度として、前二年以内に開始した事業年度の法人税額からの還付請求ができる。

### (2) 利子等の所得税の還付の特例

大震災発生日から平成八年一月一日までの間に終了する事業年度において、法人税額を超える利子、配当等に係る所得税額の還付の後年度繰越しを震災損失額の限度で解除し、控除超過額の還付請求を認める。

(3) 最低資本金引き上げに係るみなし配当の非課税措置等の期限延長  
最低資本金額の引上げの猶予の特例が適用される株式会社及び有限会社について、資本組入れに係るみなし配当の非課税措置の適用期限等も平成九年三月三十一日まで一年間延長する。

## 三 所得税及び法人税共通の特例

(1) 被災市街地復興特別措置法の住宅被災市町村の区域内で平成一〇年三月三十一日までに取得等した被災者向け優良賃貸住宅につき、割増償却を認める。

(2) 大震災により被災した建物、機械等の代替資産の取得又は被災区域内における建物、機械等の取得を平成一二年三月三十一日までに自己の事業の用に供した場合等に、特別償却を認める。

### (3) 地方公共団体等が、被災市街

地復興推進地域内で行う土地地区画整理事業において公共施設の用地に充てるため、土地等を事業計画決定前に買い取る場合に、譲渡益からの五〇〇〇万円特別控除又は取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める。

(4) 地方公共団体等が被災市街地復興推進地域内で行う第二種市街地再開発事業等のため、事業施行者に代わり土地開発公社等が土地等を事業計画決定前に買い取る場合に、五〇〇〇万円特別控除又は取得価額引継ぎによる課税の繰延べを認める。

(5) 被災市街地復興特別措置法の特定住宅被災市町村の土地等が、復興事業の用に供する等のため、地方公共団体等により買取られる場合につき、二〇〇〇万円特別控除を認める。

(6) (3)―(5)に該当する場合を除き、特定被災市街地復興推進地域内の土地等の一定の買取り等につき、一五〇〇万円特別控除、譲渡所得の軽減税率等を認める。

(7) 被災区域外の土地、建物等の被災区域内の土地、建物等への買換え又は大震災前に取得した被災区域内の土地、建物等の国内の土地、建物等への買換えが平成一二年三月三

一日までに行われた場合等に、圧縮記帳による課税の繰延べを認める。

## 四 相続税及び贈与税の特例

### (1) 大震災発生前の相続等に係る財産の評価の特例

大震災発生日前の相続又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税の申告期限が大震災発生日以後に到来するときは、指定された地域内の土地等又は一定の非上場株式については、大震災の発生直後の価額を課税価額とすることができる。

(2) 大震災発生日以後三年以内に開始した相続により取得した財産のうち指定地域内にある土地又は土地の上に存する権利で被相続人が相続開始前三年以内に取得したものがあるときには、課税価額を取得時の価額で計算する特例の適用の排除を認める。

## 五 地価税の特例

次の土地等（土地及び借地権その他の利用権）について課される地価税を免除する。

(1) 平成七年分〜平成九年分の全

大震災により滅失又は通常の修繕では修復不能の損壊を受けた建物その他の工作物の用に供されていた土

地等

- (2) 平成七年分の全額
- ① 大震災により地割れ、陥没等の相当な被害を受けた土地等

② 大震災による損壊により大震災発生日の翌日から平成七年二月十七日まで床面積の二分の一以上が使用されなかった建物その他の工作物の用に供されている土地等

③ 大震災による損壊により大震災発生日から平成七年二月一六日までの売上金額その他の事業活動の指標が前年比二分の一未満であるものに係る建物その他の工作物の用に供されている土地等

④ 関係府県知事又は関係市町長に、大震災の被災者に対する応急仮設住宅の用に供する土地等として貸し付けられ、又は応急仮設住宅として貸し付けられた建物の用に供する土地等

(3) 平成七年分の二分の一  
大震災発生日の翌日から平成七年二月一七日までの間水道、電気等の供給が断られた土地等

**六 国税関係のその他の主な特別措置**

(1) 滅失住宅等の代替建物についての所有権保存登記等に係る登録免

許税の免除

(2) 最低資本金引上げに係るみなし配当の非課税措置等の期限が延長される株式会社及び有限会社に係る増資登記等の登録免許税の税率軽減措置の一年間の延長

(3) 居住用財産及び特定の事業用資産の買換特別に係る買換資産の取得期間等の延長

(4) 大震災被害者に対する政府系金融機関、地方公共団体等の特別貸付けの消費貸借契約書についての印紙税の非課税措置

(5) 関税に係る書類提出、納付又は徴収の期限の延長

(6) 消費税の届出書の提出の特例  
(7) 国税通則法に基づく期限伸長による中間申告期限の確定申告期限との一致に伴い、法人税・消費税の中間申告を不要とする。  
(8) 関税の一定の手数料の減免

**国税関係の特例Ⅱ災害減税法一部改正**

所得税の軽減免除、徴収猶予等の適用対象者の所得限度額を一〇〇〇万円に引き上げ、所得税の軽減免除について、全額免除される所得限度額を五〇〇万円(改正前三〇〇万円)

に、半額免除される所得限度額を七五〇万円(改正前四五〇万円)に、四分の一免除される所得限度額を一〇〇〇万円(改正前六〇〇万円)に、それぞれ引き上げる(平成六年分の所得税から適用)。

**地方税関係の特例Ⅱ地方税法の改正**

地方税の主な特例は、次のとおりである。

一 個人住民税の雑損控除額の平成六年分所得からの控除等  
国税と同様に、大震災により資産について受けた損失の金額については、平成七年に生じたものであるが、平成六年分の所得について雑損控除の適用を認める。

この特例を選択した場合又は事業用資産等につき所得税法の特例の適用を選択した場合において、控除しきれなかった金額については、平成七年から平成九年までの各年の所得の計算上繰り越して控除することができる。

二 固定資産税及び都市計画税  
(1) 被災住宅用地の固定資産税及び都市計画税の住宅用地並み課税の特例

平成七年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の軽減措置を受けていた土地上の家屋が大震災により滅失又は損壊した場合において、家屋等の敷地として利用されず、かつ、住宅用地として使用不能と市町村長が認めるときは、平成八年度分又は平成九年度分の固定資産税又は都市計画税の算定につき住宅用地についての軽減措置を適用する。

土地区画整理事業の仮換地処分等により仮換地等を取得了した場合にも、従前の土地と所有者が同じときには、この特例が適用される。

(2) 大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の買換え又は改良が平成一〇年一月一日までの間に行われたときは、取得又は改良以後に課される固定資産税については、課税標準を三年度間その価額の二分の一とする。

(3) 大震災により滅失し、又は損壊した家屋について、それに代わる家屋の取得又は損壊家屋の改築が平成一〇年一月一日までの間に行われた場合にも、取得又は改築以後に課される固定資産税及び都市計画税については、三年度分に限り、取得部

分又は改築部分について二分の一の軽減措置を講ずる。

三 不動産取得税

被災市街地復興土地区画整理事業に係る復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得等については、不動産取得税を非課税とする。

四 地方税関係のその他の主な特別措置

(1) 財産形成住宅貯蓄等に係る国税の特例が講じられるまでに払い出された利子等に係る住民税の利子割額を還付する。

(2) 大震災により、確定優良住宅地等予定地の譲渡につき、住民税の課税の特例の要件を法定期間内に満たすことが困難である場合に、法定期間を一定期間延長する。

(3) 期限延長による中間申告期限の確定申告期限との一致に伴い、事業税の中間申告を不要とする。

なお、地方税については、国税関係の特例の適用により自動的に各種所得の金額が計算し直され、その結果地方税の額が軽減されることがあるので、注意が必要である。

被災地の復興の特例

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律

未曾有の被害を受けた阪神・淡路地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定める。

(1) 阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体が共同して、生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、震災等の災害に対して安全な地域づくりを緊急に推進し、活力ある関西圏の再生を基本理念とする。国は、基本理念に則して立法その他の所要の措置を講ずる。

(2) 復興のための施策の総合調整を行うため、総理府に内閣総理大臣を本部長とする阪神・淡路復興対策本部を置くこととした。

被災市街地復興特別措置法

本法は、阪神・淡路地域の市街地を緊急に復興し、防災性の高いまちづくりを実現するとともに、今後大規模な災害が発生した場合に即時に対応できるよう、既存制度を補完すべく、市街地の迅速かつ的確な復興を可能とする基本的制度を恒久的な

かたちで構築しようとするもので、都市計画制度の創設、都市開発事業、住宅供給等についての特例措置等をその内容とする。

一 都市計画制度の創設

(1) 被災市街地復興推進地域都市計画区域内における市街地での要件に該当するものについて、都市計画において、被災市街地復興推進地域を定めることができる。

① 大規模な災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと

② 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること

③ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること

被災市街地復興推進地域における市街地の復興を図るため、市町村は、できるだけ速やかに、各種市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務を負うこととされている。

(2) 建築行為の制限等

被災市街地復興推進地域においては、災害の日から具体の都市計画決定又は事業認可があるまでの間（最長で二年間）、建築行為等が制限される。すなわち、その間に、土地の形質の変更や建築物の新築、増改築をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為や非常災害のため必要な応急措置として行う行為は許可を受ける必要はなく、また、被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの、木造二階建て以下の自宅の新築等は許可される。

なお、建築物の新築等又はそのための土地の形質の変更について、都道府県知事の許可がされないときは、特別の事情がない限り、都道府県知事又は市街地開発事業の施行者（都道府県、市町村、住都公団等）が、当該土地を時価で買い取ることとされている。

二 市街地開発事業に関する特例

(1) 被災市街地復興土地区画整理

事業

被災市街地復興推進地域内の施行区域における土地区画整理事業については、土地区画整理法によるほか、本法により、次のような特例が定められた。

① 復興共同住宅区の設定 住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域において施行される土地区画整理事業においては、復興共同住宅区を定めて、換地の特例により、宅地を集約あるいは共有化し、共同住宅の建設を促進することができる。

② 清算金に代わる住宅等の給付 換地計画において、宅地の一部を換地しない場合に交付される清算金に代えて施行地区内に建設する住宅を給付すること、あるいは宅地の全部を換地しない場合に交付される清算金に代えて施行地区外に建設する住宅及びその敷地を給付することを定めることができる。

③ 保留地の特例 換地計画において、公営住宅や防災のための施設等の用に供するため、一定の土地を換地として定めないのでその土地を保留地として定めることができる。

(2) 第二種市街地再開発事業の施行区域の特例

被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、その区域が不良住宅の占める割合が九〇％以上であること及び公共施設の整備の緊急性といった要件を満たしていなくても、第二種市街地再開発事業を施行することができる。

三 住宅の供給等に関する特例 (1) 公営住宅等の入居資格の特例 住宅被災市町村の被災者等については、収入条件等にかかわらず、災害の日から三年を経過する日までの間は、公営住宅等への入居資格を付与する。

(2) 住都公団等の業務の特例 住都公団や地方住宅供給公社が、被災市町村の区域内において、その委託により、住宅の建設及び管理を行うことができる。

四 その他

都市開発資金制度を拡充し、地方公共団体による被災都市の区域内の土地の買い取りについて資金の貸付を行い、被災都市の復興を支援する。

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

本法は、大規模な災害により区分

所有建物が滅失した場合に、その建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資することを目的として制定されたものである。

(1) 区分所有建物の一部滅失の場合の復旧、建替えについては、建物の区分所有等に関する法律（いわゆる区分所有権法）が次のような区分所有者間の利害調整のための制度を用意している。

① 建物価格の半分以下に相当する部分の滅失の場合に各区分所有者による復旧及び共用部分の復旧費の償還請求・集会による復旧決議（過半数）。

② 建物価格の半分超に相当する部分の滅失の場合に集会による復旧決議（四分の三以上）と反対者からの買取請求・六月以内に決議がないときの各区分所有者間の買取請求による権利集約。

③ 建物がその効用を維持し又は回復するのに過分の費用を要するに到ったとき集会による建替え決議（五分の四以上）及び建替え不参加者への売渡請求。

大規模災害時においても、区分所有建物の一部滅失の場合には、この制度のもとで、建物の復旧、建替え

が可能である。しかし、大規模災害は、区分所有者の離散、相続人の確定の遅延等を招き、通常時に比べ、集会による決議に相当の時間と困難を伴う。そこで、本法は、大規模災害時の区分所有建物の一部滅失の場合には、決議がないときに買取請求権を行使できる時期を一部滅失の日から一年経過後（従前は六月経過後）まで延長することとした。

(2) 区分所有建物が全部滅失した場合については、従来、区分所有者は消滅し、更地となった敷地の共有あるいは準共有だけが残り、区分所有建物の再建には、民法の規定により、敷地共有者等全員の同意が必要であるとされてきた。しかし、大規模災害時にこの要件を満たすことは相当に困難であることにかんがみ、本法は、大規模災害による区分所有建物の全部滅失の場合には、敷地共有者等（当該区分所有建物の敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であったときの、その権利を有する者をいい、特約がない限り、通常は従前の区分所有者と一致すると考えられる。）が、三年以内に、敷地共有持分等の価格の割合による議決権の五分の四以上の多数で区分所有建物の

再建の決議をすることができるとして。また、敷地の細分化が区分所有建物の再建を阻害することにかんがみ、大規模災害による区分所有建物の全部滅失の場合に敷地共有者等の共有物分割請求権の行使を制限する措置を講じた。

**阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律**

本法は、阪神・淡路大震災において未曾有の被害が生じたことにかんがみ、これに緊急に対処すべく、今回限りの特別措置として、国の地方公共団体への特別の財政援助及び被災者に対する特別の助成措置を行うものである。

**一 地方公共団体への特別の財政援助**

(1) 激甚法による特別財政援助の対象

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（いわゆる激甚法）においては、特別財政援助（国庫補助率の高上げ）の対象となる地方公共団体は、当該地方公共団体が負担する復旧事業費が一定程度以上であることを基準に政令で個別に

指定することとされているが、本法により、兵庫県を始めとする特定被災地方公共団体（一県九市七町）は、負担額の算定を経ずして、特別財政援助の対象となる地方公共団体とみなされる。

(2) 特別の国庫補助

従来、国庫補助の対象外であったり、激甚法による高上げ措置の対象外であった復旧事業について、今次の被害の実情等を踏まえ、次のような特別の国庫補助が行われる。

- ① 公共土木関係
  - 公園・街路・都市排水施設
  - 改良住宅
  - 上水道・簡易水道等施設
  - 工業用水道施設
  - 一般廃棄物処理施設
  - 交通安全施設
  - 公立精神薄弱者援護施設
  - 公立老人福祉施設
  - 公立社会福祉事業授産施設
- ② 社会福祉法人の社会福祉施設関係

- 身体障害者更生援護施設
- 精神薄弱者援護施設
- 老人福祉施設
- 社会福祉事業授産施設

三分の二

- ③ 公共施設関係
  - 警察・消防施設
  - 公立病院
  - 公立火葬場・と畜場
  - 中央卸売市場
- ④ 民間施設関係
  - 商店街振興組合等の施設
  - 日赤等及び民間の救急病院等
- ⑤ 神戸港埠頭公社 岸壁等について一〇分の八の国庫補助及びびクレイン、ヤード等について無利子融資
- (3) その他、平成六年度に加え平成七年度にも歳入欠かん債等（地方債）の発行を可能とする措置を講じている。

三分の一

二分の一

- 二 被災者に対する特別の助成措置
  - (1) 融資関係
    - 商工中金の災害復旧貸付の貸付限度額の引上げ（二〇〇〇万円↓三
  - 次のような措置が講じられた。

- 〇〇万円）
- 中小企業信用保険の無担保、無保証人保険の別枠の追加、てんぼ率の引上げ
- 設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長
- 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長等
- (2) その他の助成措置
  - 船員保険について、事業所の休業による休業者を失業者とみなして失業保険金を給付する。
  - 新卒内定者を能力開発給付金の支給対象とする等雇用安定事業等の対象とする。
  - 医療保険等における一部負担金等について、全制度において免除を行う。
  - 社会保険等保険料について、ほぼ全制度において免除を行う。

**その他の特別立法**

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法 被災地域において多数発生する失業者を公共事業に雇用して生活の安定を図ることを目的とする。(1)労働大臣は、

多数の失業者が発生し、または発生するおそれのある被災地域を指定する。指定地域において公共事業を計画実施する国又は地方公共団体等は一定比率の被災失業者を雇用しなければならぬ。(2)この法律の有効期間は公布の日(平成七年三月一日)から五年間とする。

**阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法** (1)国の行政機関の長等は、大震災の被災者等の権利利益であつて、その存続期間が平成七年一月一七日以降に満了するものについては、その満了の日を同年六月三〇日を限度として、延長することができる。延長の措置は、地域を単位とした対象者及び延長後の満了日を告示による指定により、又は延長の申出をした者については延長後の満了日の指定により行う。(2)法令に基づき平成七年一月一七日から同年四月二十七日までの間に履行されるべき義務が履行されなかつた場合において、その義務が同年四月二十八日まで履行されたときは、行政上及び刑事上の責任は問われないこととし、必要があるときはこの措置を継続できることとした。

**公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律** (大震災関係) 公害の影響による健康被害に係る認定の申請をすることができ、者が、災害その他やむを得ない理由によりその認定の有効期間の満了前に申請できなかった時は、その者は、その理由のやんだ日から二月以内に限り、認定の更新を申請できることとした。この制度は、平成七年三月一七日から施行されたが、阪神・淡路大震災の被災者にも適用することとした。

**阪神・淡路大震災に伴う民事調停法** による調停の申立ての手数料の特例に関する法律 (平成七年一月一七日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、その手数料を免除することとした。

**阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律** (1)阪神・淡路大震災による被害により債務超過となつた法人に対しては、その法人が清算中、支払不能又は破産申立の場

合を除き、平成九年一月一六日まで、破産宣告をすることができないこととし、法人の理事等の破産申立義務を課さないこととする。(2)平成七年一月一七日において大阪府及び兵庫県区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社については、最低資本金制度の適用についての猶予期間を一年間延長して平成九年三月三十一日までとする。

**阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律** (1)阪神・淡路大震災により被災した地方公共団体で、統一地方選挙の特例法(平成六年法律第一〇三号)により平成七年四月九日又は四月二三日に行う選挙が困難と認められる市町村(自治大臣の指定)又はその市町村を包括する府県の任期満了による選挙の期日は、平成七年六月一日とする。また、その他の事由による選挙の期日も同月同日とする。(2)任期満了による選挙を平成七年六月一日に行うこととなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、同年六月一〇日までの期間とする。

**阪神・淡路大震災に対処するため**

の平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律 (阪神・淡路大震災等に対処する財政措置を講ずるための平成六年度の第二次補正予算に必要な財源を確保するため、平成六年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、その補正予算において追加的に発行される財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債は、平成七年六月三〇日まで発行できることとした。

**平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律** (平成六年度の第二次補正予算において所得税、法人税等が減額補正されることに伴い、地方交付税の総額も影響を受けることとなるが、阪神・淡路大震災に対処するために、平成六年度の特例交付税で措置すべき額(約六〇〇億円)の二分の一の三〇〇億円を地方交付税の総額に加算しようとするもの。

**【付記】** 本稿作成にあたっては、参議院法制局の山岸参事及び川口参事の協力を得た。

(二〇の・ひさし)